

関係各位

中間前払金制度の導入について

建設企業の資金繰りの改善を目的とし、従来の前払金に加え「中間前払金制度」を導入します。

中間前払金制度とは

前払金（請負金額の40%以内、ただし、水道局は30%以内の場合もあります。）支払済の建設工事で、出来高が2分の1以上となるなど一定の要件を満たしている場合に、請負金額の20%を追加して支払う制度です。

これにより受注企業には、請負金額の60%以内（ただし、水道局は50%以内の場合もあります。）の額が支払われることとなります。

具体的な運用

1 対象工事	前払金支払済工事（ただし、部分払対象工事は除く）
2 支払条件 （～の全てを満たすこと）	工期の2分の1を経過 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が終了 工事の進捗率（出来高）が、請負金額の2分の1以上 前払保証事業会社の保証（中間前払金保証）が必要です。
3 支払割合	請負金額の20%以内で、前払金との合計額が60%（ただし、水道局は50%の場合もあります。）を超えない範囲
4 実施時期	準備が出来次第実施します。 詳細は、ホームページ等でお知らせします。

併せて、国の「**地域建設業経営強化融資制度（平成23年3月末まで）**」の**債権譲渡の承諾についても実施します。**（詳細は、ホームページ等でお知らせします。）

1 制度概要	市(水道局含、以下同じ。)発注の工事請負代金を担保（債権譲渡）とする融資制度
2 対象工事	前払金支払済工事
3 対象者	市工事を受注、施工している中小・中堅元請建設企業
4 融資時期	工事の進捗率（出来高）が、請負金額の2分の1以上
5 融資元 （県内の場合）	出来高の範囲内 (株)建設経営サービス(の子会社) 出来高を超える部分 東日本建設業保証(株)
6 融資額等	請負金額の90%（限度）から前払金等を控除した額
7 債権譲渡及び支払等	市の承諾により請負者と融資元が債権譲渡契約を締結、融資元は請負者に融資、市は工事代金（既払分等除く）を融資元に支払い返済。
8 下請保護策	融資元へ下請の支払計画書提出